

川崎市公有地総合調整会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、川崎市公有地総合調整会議規程（平成10年川崎市訓令第3号）（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審議対象)

第2条 規程第2条に規定する事項のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用によるものは、当面特に重要と認めるものについて対象とする。

2 規程第2条に規定する事項のうち川崎市政策・調整会議において具体的な土地の取得、処分又は活用が決定しているものは、審議の対象としない。

(会議等)

第3条 会長は、緊急に審議する必要があるなど会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、副会長及び各委員の意見を徴することにより会議に代えることができる。

(部会の組織)

第4条 部会は、座長、副座長及び部会委員をもって組織する。

(部会の所掌事務)

第5条 低未利用地対策部会は、規程第2条第4号、第5号及び第7号に規定する事項を所掌する。ただし、同条第5号に規定する低未利用地で1件300平方メートル未満の土地の処分又は活用については、部会の審議をもって最終の審議とすることができる。この場合において、審議結果については、次の調整会議に報告しなければならない。

2 低未利用地対策部会にその迅速かつ円滑な審議を図るため、ワーキンググループを置くことができる。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

4 土地取得等審査部会は、規程第2条第1号から第3号及び第7号に規定する事項を所掌する。ただし、同条第1号及び第2号に規定する土地の取得及び同条第3号に規定するもので1件5,000平方メートル未満の土地の取得又は延べ面積1件5,000平方メートル未満の建物の取得については、部会の審議をもって最終の審議とすることができる。この場合において、審議結果については、次の調整会議に報告しなければならない。

5 部会の座長は、第1項ただし書き及び前項ただし書きの規定にかかわらず、特に重要と認める事案については、調整会議に提出することができる。

6 第4項の規定にかかわらず、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第4条第1項に係る届出のうち、次の各号のいずれかに該当する場合であって、各事業局が届出に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められるときは、部会の審議に代え、総務企画局と財政局の審議

により取得しない旨の決定をすることができる。

- (1) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行なうことを前提にした譲渡
- (2) 譲渡担保及び代物弁済の予約
- (3) 現物出資
- (4) 親会社・子会社相互間の譲渡
- (5) 公拡法第4条第1項第6号に規定する土地に係る届出であって、あらかじめ定めた用地取得計画に該当しないもの

7 規程第2条第3号に規定する面積規模を基準として別に定める場合とは、次の各号に掲げる事業用地で1件1,000平方メートル未満のもの及び面積25平方メートル未満の土地（交換又は先行取得制度により取得するものを除く。）をいう。ただし、この場合であっても、座長が特に重要と認めるものについては、土地取得等審査部会に付議すべきものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に規定する都市計画事業の認可をうけたもの
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条に規定する事業の認定を受けたもの
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路の用地として取得するもの
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項、第5条第1項及び第100条第1項の規定により指定された河川の用地として取得するもの

8 規程第2条第5号に規定する面積等を基準として別に定める場合とは、次の土地（隣接する市有地と一体利用できるもの及び交換によるものを除く。）をいう。ただし、この場合であっても、座長が特に重要と認めるものについては、低未利用地対策部会に付議すべきものとすることができる。

- (1) 面積が25平方メートル未満のもの
- (2) 間口又は奥行が2メートル未満の土地（無道路地を含む。）であって、面積が300平方メートル未満のもの

9 座長は、取得及び処分の可否の方針についてあらかじめ部会で審議することにより、以降は個別の審議が不要となる事案を定めることができる。

（座長、副座長）

第6条 低未利用地対策部会の座長は、総務企画局長とし、副座長は、総務企画局公共施設総合調整室長とする。

- 2 土地取得等審査部会の座長は、総務企画局公共施設総合調整室長とし、副座長は、総務企画局公共施設総合調整室担当課長とする。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副座長は、座長を補佐する。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

（部会委員）

第7条 低未利用地対策部会委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画局都市政策部長
- (2) 総務企画局行政改革マネジメント推進室長
- (3) 財政局財政部長
- (4) 財政局資産管理部長
- (5) 市民文化局市民生活部長
- (6) まちづくり局市街地整備部長
- (7) 建設緑政局総務部長
- (8) 建設緑政局緑政部長
- (9) 建設緑政局道路管理部長

2 土地取得等審査部会委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画局都市経営部企画調整課長
- (2) 総務企画局行政改革マネジメント推進室長
- (3) 財政局財政部財政課長
- (4) 財政局資産管理部資産運用課長
- (5) 経済労働局都市農業振興センター農地課長
- (6) まちづくり局総務部企画課長
- (7) まちづくり局計画部都市計画課長
- (8) まちづくり局指導部建築指導課長
- (9) 建設緑政局総務部企画課長

(部会の会議)

第8条 低未利用地対策部会の会議は、必要に応じ座長が召集する。

2 土地取得等審査部会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

3 座長は、緊急に審議する必要があるなど部会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、副座長及び各部会委員の意見を徴することにより部会の会議に代えることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(調整会議及び部会の庶務)

第9条 調整会議及び部会の庶務は、総務企画局公共施設総合調整室において処理する。

(委任)

第10条 この運営要綱に定めるもののほか、事務の取扱等必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この運営要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(川崎市低・未利用地対策本部の廃止)

2 川崎市低・未利用地対策本部設置要綱（平成9年12月5日施行）は、廃止する。

（川崎市土地利用調整会議の廃止）

3 川崎市土地利用調整会議設置要綱（平成4年7月1日施行）及び川崎市土地利用調整会議事務取扱要領（平成4年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この運営要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、令和3年4月1日から施行する。